

指定管理者制度活用事業 総括評価シート

評価年月日：令和2年7月17日

評 価 者：健康福祉局指定管理者選定評価委員会

1. 業務概要

施設名	川崎市北部リハビリテーションセンター
指定期間	平成30年4月1日～令和5年3月31日（指定管理者構成員の法人格変更に伴い、令和2年10月31日に指定期間終了）
業務の概要	<p>1 百合丘日中活動センター【社会福祉法人川崎市社会福祉事業団】 障害者総合支援法（以下、「法」という。）に規定する生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に関すること。</p> <p>2 百合丘障害者センター（在宅支援室）【社会福祉法人川崎市社会福祉事業団】 (1) 障害者及びその介護者に対する専門的な相談に関すること。 (2) 障害者に対する医学的、心理学的、社会学的及び職能的な診断、治療、訓練、検査及び評価に関すること。 (3) 障害者及びその介護者に対する介護方法の指導、健康指導その他の便宜の供与に関すること。 (4) 障害者に係る福祉用具の普及の促進に関すること。</p> <p>3 百合丘地域生活支援センター【NPO法人たま・あさお精神保健福祉をすすめる会】 (1) 法に規定する相談支援に関すること。 (2) 法に規定する地域活動支援センター業務。 (3) 市民相互の交流を促進するために会議室を利用に供すること。</p>
指定管理者	名称：麻生区内複合福祉施設共同事業体 代表者：理事長 成田 哲夫 住所：川崎市高津区久地3-13-1 電話：044-829-1829
所管課	健康福祉局障害保健福祉部障害計画課（内線：33821）

2. 「評価の視点」に基づく事業期間全体の評価

	評価項目	事業実施状況等
1	市民や利用者に十分な量及び質のサービスを提供できたか。	<p>●各センターが、障害種別、原因疾患、年齢、性別、手帳の有無を問わず、すべての利用者に対して、障害特性に配慮したプログラムや専門性の高いリハビリテーションサービスを提供している。</p> <p>1 百合丘日中活動センター 障害者総合支援法に基づく各事業を個々のニーズに応じたプログラムで、障害特性を踏まえた支援を提供している。また、高次脳機能障害やひきこもりなどについても、障害者支援センターの各職と連携し、個別支援計画を作成するなど積極的に受け入れを行っている。</p> <p>2 障害者センター 日中活動センターやれいんぼう川崎等の関係機関と定期的にカンファレンスを開催し、支援技術の向上を図るとともに、在宅支援室業務マニュアルの整備及び定期的な更新などによりサービス水準の向上に努めている。</p> <p>3 地域生活支援センター 開設当初よりピア活動を展開しているが、平成30年度から新たにSKYピア派遣事業を開始し、ひきこもりがちな単身者への外出支援など、福祉サービスでは貰いきれない支援についても積極的に提供した。また、利用者が、定期的なミーティングを通じて運営に参加する等、「利用者主体」のコンセプトが貫かれている。</p>
2	当初の事業目的を達成することができたか。	<p>●それぞれの事業において、利用者の自立促進や生活の質の向上のために専門性の高い支援を行ったほか、館内施設はもとより医療機関を含めて他機関と緊密に連携し、個々のニーズを満たすサービスに迅速につなげている。</p> <p>●支援スキルの向上と有機的な連携により、利用前より安定した豊かな地域生活を実</p>

		現したり、職場復帰を果たす利用者が着実に増加している。また、就職後の定着が進むようフォローアップを定期的に行っている。 ●高次脳機能障害の支援については、研修会とアフターフォローを継続しており、当事者・関係者の拠り所となっている等、優れた実績を上げている。
3	特に安全・安心の面で問題はなかったか。	●以下のとおり、特に安全・安心の面での問題はなかった。 ・緊急対応マニュアル等の各種マニュアルを整備するとともに、緊急時の連絡網も整備している。また、利用者及び職員が緊急時の対応を確認するため、全館合同の総合防災訓練を実施し、万一の状況に備えて準備を整えている。 ・建物や機器の点検、警備業務、清掃業務等については、委託にて適切な管理が行われている。 ・ヒヤリハット事例を所内会議等で共有・検証することにより、事故の未然防止に努めている。 ・日々の支援の中で利用者から意見・要望を確認し、業務の改善等を行っており、安心できる良好な運営が行われている。
4	更なるサービス向上のために、どういった課題や改善策があるか。	日中活動支援センターでは、就労定着支援事業を新規申請し、令和元年12月1日付で指定されており、今後は定着支援が必要と思われる方々への支援を充実させていく必要がある。
5	非公募更新のための条件を満たしているか (該当施設のみ)	

3. これまでの事業に対する検証

	検証項目	検証結果																																		
1	所管課による適切なマネジメントは行われたか。	●毎年度終了後に事業報告書と次年度の事業計画書の提出があり、その際に運営状況の確認を行っている。また、ヒアリング等により履行状況を確認し、事業の実施状況の把握を行うとともに、運営法人が適正に業務を行っているか緊密に連絡を取っている。																																		
2	制度活用による効果はあったか。	<p>(サービスの向上)</p> <p>●指定管理者が持つ専門的な技術や手法を活用し、リハビリテーションサービスの充実が図られたことにより、毎年安定した利用が確保され、利用者増にもつながっている。</p> <p>●区役所、相談支援センター、ケアマネージャーなどの支援団体からの相談を多く受けているとともに、支援の中で培った経験や技術を、カンファレンスや研修等の講師派遣などにより積極的に関係者に伝えることにより、地域全体の支援技術の向上に努めるなど、市内地域リハビリテーションの先駆的な扱い手としての役割を果たしており、高く評価できる。</p> <p>【利用実績】</p> <p>＜百合丘日中活動センター＞各年度末契約者数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H30</th> <th>R01</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>就労移行支援 (定員20名)</td> <td>19名</td> <td>17名</td> </tr> <tr> <td>就労継続支援B型(定員20名)</td> <td>25名</td> <td>23名</td> </tr> <tr> <td>生活訓練 (定員6名)</td> <td>8名</td> <td>11名</td> </tr> <tr> <td>生活介護 (定員10名)</td> <td>20名</td> <td>19名</td> </tr> </tbody> </table> <p>＜百合丘障害者センター＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H30</th> <th>R01</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談件数(新規)</td> <td>307件</td> <td>305件</td> </tr> <tr> <td>訪問件数</td> <td>63件</td> <td>66件</td> </tr> </tbody> </table> <p>＜百合丘地域生活支援センター＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H30</th> <th>R01</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談件数</td> <td>2,208件</td> <td>2,070件</td> </tr> <tr> <td>登録者数</td> <td>346名</td> <td>345</td> </tr> </tbody> </table> <p>(経費の節減)</p> <p>●開設から12年が経過し一定な利用者数がある中で、安定した収入が確保されている。支出に関して、各科目とも概ね予算どおりに支出しており、特に経常経費については、経費削減に努め、適正な収支状況を維持し、全体として安定した経営を行っている。</p>		H30	R01	就労移行支援 (定員20名)	19名	17名	就労継続支援B型(定員20名)	25名	23名	生活訓練 (定員6名)	8名	11名	生活介護 (定員10名)	20名	19名		H30	R01	相談件数(新規)	307件	305件	訪問件数	63件	66件		H30	R01	相談件数	2,208件	2,070件	登録者数	346名	345	
	H30	R01																																		
就労移行支援 (定員20名)	19名	17名																																		
就労継続支援B型(定員20名)	25名	23名																																		
生活訓練 (定員6名)	8名	11名																																		
生活介護 (定員10名)	20名	19名																																		
	H30	R01																																		
相談件数(新規)	307件	305件																																		
訪問件数	63件	66件																																		
	H30	R01																																		
相談件数	2,208件	2,070件																																		
登録者数	346名	345																																		

	<p>【収支状況】(日中活動センター、障害者センター) 単位：千円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>H3O</th><th>R01</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収入合計</td><td>180,134</td><td>193,670</td></tr> <tr> <td>給付費</td><td>86,416</td><td>86,365</td></tr> <tr> <td>川崎市単独扶助</td><td>10,635</td><td>12,905</td></tr> <tr> <td>指定管理委託料</td><td>73,367</td><td>73,725</td></tr> <tr> <td>拠点間区分繰入</td><td>0</td><td>452</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>9,716</td><td>20,223</td></tr> <tr> <td>支出合計</td><td>180,134</td><td>200,497</td></tr> <tr> <td>人件費</td><td>130,931</td><td>139,891</td></tr> <tr> <td>事務費</td><td>17,487</td><td>20,980</td></tr> <tr> <td>事業費</td><td>19,251</td><td>13,643</td></tr> <tr> <td>拠点区分間繰入</td><td>8,602</td><td>20,181</td></tr> <tr> <td>施設整備等</td><td>3,893</td><td>5,802</td></tr> </tbody> </table> <p>【収支状況】(地域生活支援センター) 単位：千円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>H3O</th><th>R01</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収入合計</td><td>36,672</td><td>37,767</td></tr> <tr> <td>給付費</td><td>447</td><td>1,604</td></tr> <tr> <td>指定管理委託料</td><td>34,903</td><td>34,946</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>1,322</td><td>1,217</td></tr> <tr> <td>支出合計</td><td>38,046</td><td>35,298</td></tr> <tr> <td>人件費</td><td>31,398</td><td>29,592</td></tr> <tr> <td>事務費</td><td>3,304</td><td>2,385</td></tr> <tr> <td>事業費</td><td>1,594</td><td>1,221</td></tr> <tr> <td>拠点区分間繰入</td><td>1,750</td><td>2,100</td></tr> </tbody> </table>		H3O	R01	収入合計	180,134	193,670	給付費	86,416	86,365	川崎市単独扶助	10,635	12,905	指定管理委託料	73,367	73,725	拠点間区分繰入	0	452	その他	9,716	20,223	支出合計	180,134	200,497	人件費	130,931	139,891	事務費	17,487	20,980	事業費	19,251	13,643	拠点区分間繰入	8,602	20,181	施設整備等	3,893	5,802		H3O	R01	収入合計	36,672	37,767	給付費	447	1,604	指定管理委託料	34,903	34,946	その他	1,322	1,217	支出合計	38,046	35,298	人件費	31,398	29,592	事務費	3,304	2,385	事業費	1,594	1,221	拠点区分間繰入	1,750	2,100
	H3O	R01																																																																				
収入合計	180,134	193,670																																																																				
給付費	86,416	86,365																																																																				
川崎市単独扶助	10,635	12,905																																																																				
指定管理委託料	73,367	73,725																																																																				
拠点間区分繰入	0	452																																																																				
その他	9,716	20,223																																																																				
支出合計	180,134	200,497																																																																				
人件費	130,931	139,891																																																																				
事務費	17,487	20,980																																																																				
事業費	19,251	13,643																																																																				
拠点区分間繰入	8,602	20,181																																																																				
施設整備等	3,893	5,802																																																																				
	H3O	R01																																																																				
収入合計	36,672	37,767																																																																				
給付費	447	1,604																																																																				
指定管理委託料	34,903	34,946																																																																				
その他	1,322	1,217																																																																				
支出合計	38,046	35,298																																																																				
人件費	31,398	29,592																																																																				
事務費	3,304	2,385																																																																				
事業費	1,594	1,221																																																																				
拠点区分間繰入	1,750	2,100																																																																				
3	<p>当該事業について、業務範囲・実施方法、経費などで見直すべき点はないか</p> <p>●当該施設については、平成30年4月1日からの5年間を指定管理期間として定めたものであるが、受託者である麻生区内複合福祉施設共同事業体のうち、構成団体であるNPO法人の法人格が令和2年8月（予定）に社会福祉法人に変わり、11月1日に事業を移管することから、指定管理者の再指定が必要となるため、現指定管理期間を令和2年10月31日までに変更するものである。</p> <p>●平成30年度以降の指定管理業務においては、市が求める業務水準を満たす運営が行われているとともに、期間中の法制度等の大幅な改正等もなされていないことから、次期指定管理期間については、現指定管理期間において設定している>業務範囲・実施方法・経費等に対する考え方を引き継いだうえで、現行の指定管理期間の残期間である令和2年11月1日から現指定管理期間の残期間である令和5年3月31日までの指定期間としたい。</p>																																																																					
4	<p>指定管理者制度以外の制度を活用する余地はないか</p> <p>●障害福祉サービスを提供する事業については、民間によって質の高いサービスが十分に提供されている分野であるため、基本的には民設化することが望ましいが、当施設については、給付費だけで運営することが困難であるとともに、障害者センターの市直営部門と地域リハビリテーションセンターが連携しながらサービスを提供するというコンセプトに基づき、行政の関与が必要であることから、引き続き指定管理者制度により運営することが望ましい。</p>																																																																					

4. 今後の事業運営方針について

- 給付費だけで運営することが困難であるとともに、障害者センターの直営部門を含め、地域リハビリテーションセンターが一体となってサービスを提供するというコンセプトに基づき、行政の関与が必要であることから、引き続き指定管理者制度により運営することが望ましい。
- 受託者である共同企業体の構成員の法人格が変更することに伴い指定管理者の再指定を行うものであり、現指定管理期間中の運営も良好に行われている。施設の性質上、短期間で事業者が変わることは、利用者サービスの維持という観点からも望ましいものではないことから、残りの指定管理期間について、条件等を変更せず、非公募にて指定管理者の再指定を行いたい。